

平谷村通学路交通安全プログラム

—通学路の安全確保に関する取組の方針—

平成30年4月

平谷村通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で通学路の交通安全確保に向けた取組の強化がなされ、文部科学省・国土交通省・警察庁3省庁より、取組を推進するための体制構築と取組の基本方針策定を促す通知が出されました。平谷村においては、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を組織的に実施するため、関係機関の連携体制を構築し「平谷村通学路交通安全プログラム」を策定します。

今後は本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「平谷村通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。

- (1) 平谷村教育委員会（教育長・担当）
- (2) 平谷村立平谷小学校（校長・PTA会長）
- (3) 平谷村産業建設課（課長・担当）
- (4) 平谷村交通安全協会（会長）
- (5) 飯田警察署阿智村交番
- (6) 飯田警察署阿智村平谷警察官駐在所
- (7) 長野県飯田建設事務所（整備課長・計画調査係）
- (8) 飯田国道事務所（管理第二課交通対策係）

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の交通安全を確保するため、定期的に合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。（次ページに掲載）

(2) 合同点検の実施及び対策の検討（Plan）

ア 危険箇所の把握

小学校は、年度当初に保護者と合同で通学路を点検し、教育委員会に危険箇所を含めた状況を報告します。

イ 合同点検の実施

報告を受けて、推進会議のメンバーが合同点検を実施します。

ウ 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策が必要な箇所について推進会議を開催し、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード施策の実施や、交通規制や交通安全教育のようなソフト施策の実施など具体的な実施メニューを検討します。

(3) 対策の実施（Do）

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等については、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、関係者等への情報収集に努め、対策効果の把握を実施します。

(5) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、継続的に対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策一覧表、箇所図の公表

小学校の点検結果や対策内容については、関係者で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、平谷村役場ホームページ等で公表します。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】

